

関係省庁・団体・機関からの通知等（平成24年8月分）

省庁・団体・機関	通知件名	文書番号等
<p>農林水産省 消費・安全局長</p>	<p>感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部改正について</p> <p>（「感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件」の交付について）</p>	<p>平成24年8月17日付け 24日獣発第143号</p> <p>（平成24年8月8日付け 24消安第2093号）</p>

注：カッコ内は省庁・団体・機関からの通知の件名，文書番号等

※通知の内容は，日本獣医師会のホームページに掲載